

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針

令和5年4月

山口県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 山口県は、瀬戸内海と日本海の沿岸部から中国山地の山間部まで、変化に富んだ地勢からなり、水稻を主体に野菜、果樹、畜産等多様な農業生産が展開し、農業は地域の重要な産業として食料の安定供給はもとより、地域経済・社会の維持発展、県土・自然環境の保全など重要な役割を果たしてきている。近年の農業生産は、稲作に特化した生産構造から、野菜、花き、畜産の振興により、これらのウエイトが高まってきている。

こうした中、本県の瀬戸内海沿岸地帯については、施設園芸、かんきつ類を、中央部地帯については、野菜、落葉果樹、畜産を、北浦地帯は畜産、野菜を農業振興の柱として、それぞれの地帯の特性に即した農業生産の展開を図っている。今後も、引き続きこのような地帯の特性及び循環型農業の推進など農業に求められる多面的機能の発揮や流通販売活動の活性化などを踏まえつつ、水稻を中心とする土地利用型農業の効率的な営農の展開を支援するとともに、高収益作物等の産地化に向けての地域農業の再編を積極的に推進する。

農業生産振興の基礎となる基盤整備については、その整備率の一層の向上を図ることとし、その重点的な整備を図る。また、優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造については、水稻依存度が高く、兼業や小規模零細な個別経営体が多いことから、「集落の農地は集落で守る」という理念のもと関係機関が一体となり、集落営農法人の育成が進められた。このことにより、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積が着実に進んできたが、担い手不足が深刻化する地域も多く残されており、今後、更なる耕作放棄地の増加等が懸念される。

3 このような問題に対処し、本県農業を今後とも重要な産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を積極的に実施していくことが重要である。

このため、本県は、次代の経営体となる新規就農者を確保し、効率的かつ安定的な農業経営体として育成するとともに、これらの農業経営が農業生産を先導することが重要であることに鑑み、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとと

もに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化等、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずること及び農産物の生産活動等に直接関わる多様な人材を確保・育成することにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人あたりの年間農業所得350万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の中心となるような農業構造の確立を目標とする。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するための方策

(ア) 経営体の経営基盤の強化

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）、各地域の話合いの結果によって策定される地域計画に位置付けられる地域の農業を担う者に対しては、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定、農作業受委託等による農地の集積・集約化の促進を図るとともに、土地利用型経営については、集落や市町の範囲を越えた規模拡大を推進する。また、農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を推進する。加えて、近年発展の著しいIoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現による、生産性向上や労働力不足の解消に向けた取組を支援していく。

(イ) 集落営農法人の育成、経営の安定化

農業の担い手不足が進行している地域では、持続可能な農業生産を図るため、関係機関が連携して集落営農の法人化へ向けた取組を引き続き支援する。

特に、土地利用型農業にあっては、これまで地域ぐるみで農地や農業用水の利用

調整等が行われている実態を踏まえ、1～数集落の単位で話し合い活動を活性化させ、地域計画の検討及びその実践を通じ、集落営農法人等の農業中核経営体を育成するとともに、経営に必要な農地の集積・集約化や機械・施設の整備を支援する。

また、集落営農法人の所得向上と雇用の創出等による経営発展を図るため、麦・大豆の生産拡大や野菜の導入等経営の複合化を進めるとともに、農業生産に関連した農産物加工や直売所運営等による6次産業化を推進する。

さらに、経営規模が小さい集落営農法人が多い実情を踏まえ、複数の集落営農法人等が連携し、規模拡大や新たな共同事業を行う集落営農法人連合体の育成も併せて推進する。

(ウ) 多様な経営体の育成・確保

農地所有適格法人以外の法人が、農作業受託や農業経営を行えるよう企業の農業参入のための研修会や企業と地域との仲介・情報提供等を行い、他産業と連携した多様な経営体の育成・確保に向けた支援を行う。

(エ) 農業経営への女性の参画

県内の基幹的農業従事者の約4割を占める女性は、農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農法人等への加入・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就農者数の推移を見ると、18歳以上65歳未満の者の近年5カ年の就農状況は、年平均112名で推移し、そのうち49歳以下は97名であり、全体の約9割を占めている。

就農形態については、農業法人等に雇用されて農業に就く者（以下「雇用就業者」）が増加傾向にあり、定年帰農者やUJIターン者を含むこれらの者を経営体の一形態として捉え、支援していくことが必要である。

青年等の就農者の育成・確保に当たっては、今後の地域農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等

の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

また、幅広い年齢層から就農者を確保するため、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

なお、本県では、自ら農業経営を開始する者と農業法人等に就農する者を合わせて新規就農者（雇用就業者を含む）を毎年120名育成することを目標としている。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得175万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するための方策

新規就農する際の所得の確保や技術の習得等を図るため、就農前後の青年等に対する各種補助事業を活用するとともに各種技術研修を開催する。

また、公益財団法人やまぐち農林振興公社、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、山口県農業協同組合、市町、県農林（水産）事務所等が連携し、相談から就農までの過程で情報の共有化を行うことで円滑で効果的な各種支援を受けることができるよう支援体制を整えるものとする。

さらに、リタイアする農業者の経営資源が新規就農希望者等に継承されるよう、経営継承を促進する。

(3) 地帯別の推進方向

ア 瀬戸内海沿岸地帯は、消費市場に近接しており、冬季の日照条件にも恵まれていることから、これらの条件を生かした施設型の野菜、花きの経営確立を図る。また、周防大島町を中心とするかんきつ地帯については、労力補完システムの構築、作業性向上に向けた園地整備、経営体への園地集積を図るための利用調整等を推進する。西部を中心とした平坦では場整備の進んだ地域においては、農用地の利用調整を通じて集約化などの作業条件の改善を図り、経営体の規模拡大を進める。

イ 中央部地帯は、概して急傾斜地が多く、団地規模が小さい等生産条件が厳しい中、夏季冷涼な気候条件を活かした野菜、花き、落葉果樹、畜産など高付加価値型の経営の確立により、所得向上を目指す。

ウ 北浦地帯は、概して基盤整備が進んでおり、生産性の高い園芸と畜産の経営の確立を目指す。特に肉用牛の主産地として高能力雌牛の増頭を図り、生産基盤を強化する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、各種計画・指針及び県内の優良事例を踏まえ、本県の実情に即した主要な営農類型のモデルや立地条件等を勘案して、区分した地帯ごとに示すと次のとおりである。

〈瀬戸内海沿岸地帯〉

概して経営規模が小さいが、温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、島しょ部でかんきつ経営、沿岸地域で施設園芸経営、中・西部の平坦地で土地利用型経営の振興を目指す。

〈中央部地帯〉

生産条件は厳しいが、夏季の冷涼な気象条件を活かした、野菜、花き、落葉果樹及び畜産経営の振興を目指す。

〈北浦地帯〉

冬季は日照条件には恵まれていないが温暖であることに加え、基盤整備が進んでいることから、施設野菜経営や土地利用型経営の振興を目指すとともに畜産経営の振興を目指す。

※ 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を別添1のとおり示すが、代表的な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき、地域の特性を活かした経営を目指す。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、各種計画・指針及び県内の優良事例を踏まえ、本県の実情に即した主要な営農類型のモデルや立地条件等を勘案して、区分した地帯ごとに示すと次のとおりである。

〈瀬戸内海沿岸地帯〉

概して経営規模が小さいが、温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、島しょ部でかんきつ経営、沿岸地域で施設園芸経営、中・西部の平坦地で土地利用型経営の振興を目指す。

〈中央部地帯〉

生産条件は厳しいが、夏季の冷涼な気象条件を活かした、野菜、花き、落葉果樹及び畜産経営の振興を目指す。

〈北浦地帯〉

冬季は日照条件には恵まれていないが温暖であることから、施設野菜・花き、果樹及び畜産経営の振興を目指す。

※ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を別添2のとおり示すが、代表的な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき、地域の特性を活かした経営を目指す。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の農村は、生産と生活の場が一体であり、人口の減少、高齢化の進展は、農業生産力の低下のみならず、集落機能の著しい低下にもつながる。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人などの経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して取り組む。

さらに、多様な人材（定年帰農、中小・家族経営等の経営体）は、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、関係機関との連携により、多様な人材の確保に向けた相談対応や情報提供、研修の実施等を通じて、その確保に努める。

2 体制の整備その他支援の実施

持続可能な農業・農村をめざし、集落の自治機能に配慮しながら、多様な人材の活用による地域課題の解決を図るとともに、集落営農法人等を中心とした営農の支援体制づくり、農村が有する多面的機能の維持・發揮対策等の推進を支援する。

また、山口県農業経営・就農支援センターを設置し、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町等への紹介等を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
おおむね70%	

農業者が経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対し農用地が集約化されるように努め、これらの経営体が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、耕地面積に占める認定農業者（特定農業法人を含む）、認定就農者、市町基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合。

2 目標年次は、令和5年度末とする。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本県において策定される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2に示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第4で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、令和5年度までに、現在の集積面積14,304haの2.2倍程度の集積が必要であり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、山口県農業協同組合、公益財団法人やまぐち農林振興公社、山口県土地改良事業団体連合会、山口県地域農業戦略推進協議会等関係団体との間で相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業、地域計画推進事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。特に、農地中間管理事業については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、市町、農業委員会等が連携し、よりきめ細かな事業実施を図る。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を講ずる農業経営改善計画認定制度の更なる普及を図る。

なお、認定農業者に対しては、経営改善に向けた適切なフォローアップを実施する。

- (1) 地域計画推進事業及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の作成については、効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営体等への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

本県の地形的・社会的条件等からして、稲作主体の大規模な経営体の育成にはかなり厳しいものがある。このため、地域の実情に応じて話し合いを進め、集落営農の法人化を促進するとともに、既存集落営農法人の連携等による集落営農法人連合体への誘導を図る。

また、個別経営体については、複合化や法人化による経営発展を図り、集落営

農法人とともに地域農業の中核経営体となるよう育成を進める。

- (2) 農用地利用改善事業については、土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれら経営体への農用地の利用集積が遅れている集落において、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払等を含む日本型直接支払制度、地域計画の見直しの機会等を活用して地域における話し合いによる合意形成を推進するとともに、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、経営体が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、集落営農の法人化や近隣の集落営農法人等との連携を図ることで、農地の集積・集約化を促進する。

- (3) また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。

- (4) 地域農業再生協議会、市町、農業委員会、山口県農業協同組合、県農林（水産）事務所、農地中間管理機構等は互いに連携を深め、地域における指導機能の強化を図る。特に、地域計画の作成・見直しに向けた集落段階での徹底した話し合い活動を通じ、地域を中心となる経営体や将来の農地利用の在り方等を明確化する。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。更に、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会や山口県農業協同組合及び山口県農業経営・就農支援センター等と連携し経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人等の農業中心経営体の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

(5) 土地基盤の整備を推進するため、基盤整備事業の積極的な活用を図る。

また、換地を契機とした利用権の設定等、事業実施を通じた集落段階での土地利用調整や農作業受委託等の総合的推進等により地域の経営体への農用地の利用集積を促進する。

(6) 第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

ア 就農促進の推進方策

(ア) 就農希望者の開拓及び育成

a 新規学卒者

(a) 農業・農山村理解の促進

就農への足がかりとなる農業や農山村の持つ多面的な機能への理解を深めるため、学校教育と連携し、農業体験等の活動を助長する。

(b) 県立農業大学校への入学誘導

これからの魅力ある農業経営に必要な最新の農業技術等を習得するため教育内容の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進する。

また、高校生を対象に、農業体験研修、県立農業大学校の学生や先輩農業青年等との交流等を行い、入学意欲の高揚を図るとともに、就農への適切な誘導を行う。

(c) 就農支援の充実

就農に伴う経営計画の樹立支援、技術指導等を強化し、初期投資による経営圧迫等を軽減するため、国の就農支援制度や融資制度の活用を促進するとともに、就農後の継続的な指導体制の整備を進める。

また、農業法人等への就農を希望する者に対しては、受け皿となる農業法人等の紹介を行うとともに、研修等に係る助成制度の活用を促進する。

b U・J・Iターナー者

(a) 就農意欲の喚起

就職情報誌やインターネット等を活用し、都市居住者を対象として、県農業・農山村のPRを行うとともに、産地や農業法人等の就農の受け皿や支援対策等の情報を発信する。

(b) 就農相談活動の促進

就農希望者に対する的確な情報提供、アドバイスを行うため、就農アドバイザーを県段階、地域段階に設置するとともに、都市部での相談活動を展開する。

(c) 農業技術研修等の充実

農林総合技術センターにおける研修や指導農業士等技術経営面でのレベルの高い農家における研修を充実するとともに、日常的な相談活動に応じられる組織的な指導体制を整備する。

また、農業法人等に就農する場合の当該法人等における研修も含め、これら研修に要する経費等の負担を軽減するため助成制度等の活用・充実を図る。

(d) 経営安定対策の充実

就農に伴う大きな初期投資による経営負担を軽減するため、融資制度等の利用促進を図るとともに、農場等のリース制度の活用を促進する。

また、農地所有適格法人等が行う雇用就業者への研修等については、国の支援制度等の活用を促進する。

(e) 農地、住居等の確保対策の充実

受入れ可能農地、住居等の情報の提供を進めると同時に、地域の受入れ意識の啓発を行い、農地、住居等確保の円滑化を図る。

(イ) 新規就農支援体制の整備

a 地域段階の支援体制の整備促進

地域農業再生協議会における就農促進会議の開催等により市町における新規就農者の受入れに係る支援体制を整備するとともに、地域主体の募集・相談活動や農地、住居の確保等支援対策の充実強化を促進する。

b 総合的な就農支援体制の整備促進

市町、農業団体等が一体となった新規就農支援対策を推進するため山口県農業経営・就農支援センターを中心に、就農促進のための企画・立案、新規就農に関する情報発信、就農希望者の募集・相談活動等、新規就農に関する支援対策を一元的に推進する。

また、市町段階の支援体制と密接な連携を図り、就農前から経営安定に至るまでの一貫した支援活動を展開する。

イ 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携

(ア) 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、山口県農業協同組合と公益財団法人やまぐち農林振興公社を山口県農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点として位置づけ、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町への紹介等を行うこととする。

山口県農業経営・就農支援センターは、以下①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

(イ) 支援体制の整備

山口県農業経営・就農支援センターの支援体制を確立するため、山口県農業協同組合と公益財団法人やまぐち農林振興公社を中心として、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、県等で構成される定住就業企画推進協議会、山口県地域農業戦略推進協議会と市町、農業委員会、山口県農業協同組合各統括本部、県農林（水産）事務所等で構成される地域農業再生協議会が密接な連携をとった支援体制を構築する。また、全国新規就農相談センター等との連携を深め、全国的な就農情報を活用した就農促進を図る。

さらに、農業法人等への雇用就業を促進するため、厚生労働省山口労働局及び公共職業安定所とも連携を図るものとする。

(ウ) 関係機関との役割分担

- a 県は、山口県農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、山口県農業協同組合と公益財団法人やまぐち農林振興公社の指導・監督を行うとともに、県農林（水産）事務所において、就農希望者等に対する技術・経営等に関する指導、相談、情報提供を行う。

また、県立農業大学校において、実践的な研修教育等を行うとともに、農業法人等への就農を希望する学生等には、公益財団法人やまぐち農林振興公社等と連

携しつつ、無料職業紹介事業を行う。

さらに、農林総合技術センターにおいて、社会人を対象としたレベルに応じた就農支援研修や実践的な技術習得研修、資格取得研修等を実施するなど、公益財団法人やまぐち農林振興公社や山口県農業協同組合中央会・山口県農業協同組合、地域農業再生協議会と連携した就農支援を行う。

- b 公益財団法人やまぐち農林振興公社は、山口県農業経営・就農支援センターとしての位置付けのもと、本県の新規就農相談窓口として関係機関・団体の参画を得つつ、就農希望者等への就農・就業・定住関連業務を行うとともに、山口県農業協同組合中央会や県立農業大学校と連携し、無料職業紹介事業を行う。
- c 一般社団法人山口県農業会議、市町農業委員会は、農地中間管理機構と連携し、就農希望者等に対する農地等に関する情報の収集・提供、相談等を行う。
- d 山口県農業協同組合は、公益財団法人やまぐち農林振興公社との緊密な連携のもと、県域の就農アドバイザーを設置し、現地就農アドバイザーの活動支援を行い、就農希望者等に対する就農相談から早期の経営安定にいたるまで一貫した就農支援業務を実施する。
- e 市町・山口県農業協同組合・地域農業再生協議会は、就農希望者等に対する就業地の生活・住宅等に関する情報の提供、研修農場や「地域営農塾」などの研修の場の設置、初期投資・経営充実のための資金指導、各種補助事業実施の指導等を行う。
- f 農業士、生活改善士等は、就農希望者等への助言や受け入れるための地域の雰囲気づくりを行う。

(エ) 就農関係情報の提供等

就農希望者に対する技術、農地、資金、住宅、研修先等関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、山口県農業経営・就農支援センターを中心とした関係機関団体等の就農関係情報活動を強化する。

ウ 定着に向けた取組

市町が策定する地域計画に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、青年等就農資金の活用、県農林（水産）事務所等による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経

営体への成長を促す機会の提供等を行う。

エ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定就農者」という。）への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町、農業委員会、県農林（水産）事務所、山口県農業協同組合等の関係機関・団体が相互に連携して栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人やまぐち農林振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集積・集約化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。なお、市町が策定する地域計画の区域において事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

- (1) 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下、「農地売買等事業」という。）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) 農地売買等事業に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

【効率的かつ安定的な農業経営の基本指標】

別添1にモデルとなる営農類型を示すが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営を目指す。

【新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標】

別添2にモデルとなる営農類型を示すが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営を目指す。

(別添1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
土地利用複合型	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲+麦+作業受託</p> <p>水稲 = 10ha (早生品種:5ha、中生品種:5ha)</p> <p>麦 = 4ha</p> <p>水稲基幹作業受託9ha(延べ)</p> <p>〈経営面積〉 14ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>資材・農機具庫 100㎡</p> <p>トラクタ(40ps) 1台</p> <p>自脱型コンバイン(4条) 1台</p> <p>乗用田植機(6条) 1台</p> <p>施肥播種機(4条) 1台</p> <p>ライムソフー(2.4m) 1台</p> <p>トラック(軽四) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせにより作期分散に努める ・乾燥調製はライスセンター委託 ・防除はヘリ防除を活用 ・小麦、大豆の播種は機械化一貫体系 	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p> <p>規模拡大には利用権設定(農地の貸借)を活用する。</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
施設単一型	<p>〈作付面積等〉</p> <p>いちご</p> <p>本圃=5,000㎡</p> <p>苗床 = 1,200㎡</p> <p>〈経営面積〉 0.6ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>パイプハウス(付帯設備含む) 5,000㎡</p> <p>暖房機 1式</p> <p>電照装置 1式</p> <p>炭酸ガス発生装置 1式</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>育苗ハウス 1,200㎡</p> <p>予冷庫(1.5坪用) 2台</p> <p>トラック(軽四) 1台</p> <p>※農機具等は補助事業活用</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポット育苗 ・育苗ほ、本圃での灌水は自動灌水 	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
	<p>〈作付面積等〉</p> <p>トマト(促成)</p> <p>ハウス=6,000㎡</p> <p>〈経営面積〉 0.7ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>パイプハウス(暖房機等付帯設備含む) 6,000㎡</p> <p>トラクタ(15ps) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>トラック(軽四) 1台</p> <p>資材・農機具庫 100㎡ 他</p> <p>※農機具等は補助事業活用</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗は接ぎ木苗の自家育苗 ・灌水は養液土耕システムを利用 	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
	<p>〈作付面積等〉</p> <p>トマト(夏秋)</p> <p>ハウス=3,700㎡</p> <p>〈経営面積〉 0.5ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>パイプハウス(暖房施設含む) 3,700㎡</p> <p>トラクタ(15ps) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>トラック(軽四) 1台</p> <p>資材・農機具庫 50㎡ 他</p> <p>※農機具等は補助事業活用</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗は接ぎ木苗の自家育苗 ・選果場活用による農協共販 	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地単一型	〈作付面積等〉 なし なつしずく=0.2ha 幸 水=0.3ha ゴールド二十世紀=0.3ha 豊 水=0.3ha あきづき=0.2ha 新 高=0.2ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧器 1式 ハンマーナイフモア 1式 トラック(軽四) 1台 花粉採取機 1台 果樹棚 1式 作業場(軽量鉄骨50㎡) 1式 〈その他〉 ・栽培は全て棚仕立て、無袋栽培、防蛾灯利用 ・販売は農協共販 ・山口県果樹農業振興計画に準ずる	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地主体型	〈作付面積等〉 かんきつ 極早生=0.1ha 早 生=0.5ha 中 生=0.5ha 普通=0.6ha せとみ=0.3ha 南津海=0.2ha 〈経営面積〉 2.2ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 可動式動力噴霧器 1台 ハンマーナイフモア 1式 トラック(軽四) 1台 自走式運搬車 1台 作業場(軽量鉄骨50㎡) 1式 〈その他〉 ・販売は農協共販 ・せとみ、南津海の一部はハウス栽培 ・山口県果樹農業振興計画に準ずる	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
畜産単一型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(繁殖) 繁殖牛=45頭 育成牛=6頭 子牛 =36頭 飼料作物=16.8ha(延べ) (放牧地含む) 〈経営面積〉 11.6ha	〈主な資本装備〉 牛舎 500㎡ たい肥舎 180㎡ 農機具庫 120㎡ トラクター(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニユアスプレッター(2t) 1台 ロールベラー 1台 モアコンディショナー 1台 ホイルローダー 1台 粗飼料カッター 1台 電気牧柵(300a) 1台 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・分娩間隔13.3か月、初産月齢24.9か月 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアンライグラスと稲WCS ・稲わらは全て粗飼料利用 ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	〈飼養頭数等〉 肉用牛(肥育) 肥育牛=85頭 稲わら収集=6.9ha 〈経営面積〉 4.1ha	〈主な資本装備〉 牛舎 560㎡ たい肥舎 160㎡ 農機具庫 50㎡ トラック(2t) ホイルローダー 粗飼料カッター ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・出荷月齢29か月、出荷時体重800kg、肉質等級5 ・飼養方式は牛房群飼 ・稲わら収集を実施	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
土地利用 複合型	〈作付面積等〉 水稲＋飼料用米＋麦＋大豆 水稲＝20ha (早生:8ha、中生:8ha、飼料用米:4ha) 麦＝10ha 大豆＝10ha 〈経営面積〉 40ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(40ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソフワー(2.4m) 1台 大豆コンバイン 1台 トラック(軽四) 2台 資材・農機具庫 200㎡ 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、麦の防除はヘリ防除 ・小麦、大豆の播種は機械化一貫体系	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
	〈作付面積等〉 水稲＋麦＋露地野菜(たまねぎ、キャベツ) 水稲＝20ha 麦＝10ha たまねぎ＝1.5ha キャベツ＝1.5ha 〈経営面積〉 32ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(40ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 ライムソフワー 1台 たまねぎ移植機 1台 たまねぎ掘取機 1台 ピッカー 1台 キャベツ移植機 1台 トラック(軽四) 2台 資材・農機具庫 200㎡ ※露地野菜関連の農機具は、補助事業を活用 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、麦の防除はヘリ防除 ・小麦、大豆の播種は機械化一貫体系 ・販売は農協共販	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
	〈作付面積等〉 水稲＋麦＋露地花き(りんどう) 水稲＝23.8ha 麦＝11.0ha 露地花き(りんどう)＝0.2ha 〈経営面積〉 35ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(40ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 ライムソフワー 1台 平高うね成形機 1台 動力噴霧器 1台 灌水ポンプ 1台 トラック(軽四) 2台 資材・農機具庫 200㎡ ※露地花き関連の農機具は、補助事業を活用 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、麦は、ヘリ防除 ・販売は農協共販	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
土地利用 複合+施 設型	〈作付面積等〉 水稲+麦+施設野菜(アスパラガス) 水稲=19.7ha 麦 =10.0ha アスパラガス=0.3ha 〈経営面積〉 30ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(40ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤ 1台 ライムソワー 1台 管理機 1台 灌水ポンプ 1台 パイプハウス 3,000㎡ 動力散布器 1台 トラック(軽四) 1台 資材・農機具庫 200㎡ ※施設野菜関連の農機具は、補助事業を活用 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、麦は、ヘリ防除 ・販売は農協共販	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
畜産単一 型	〈飼養頭数等〉 酪農 経産牛=47頭 搾乳牛=42頭 育成牛=16頭 飼料作物=45.9ha(延べ) (放牧地含む) 〈経営面積〉 25.4ha	〈主な資本装備〉 牛舎 570㎡ たい肥舎 310㎡ 農機具庫 170㎡ 尿ため 170㎡ 堆肥化施設 360㎡ ミルキングパーラー 1台 バルククーラー 1台 トラクター(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニュアルスプレッダー(2t) 1台 ロールベアラー 1台 モアコンディショナー 1台 ホイールローダー 1台 粗飼料カッター 1台 ※農機具等は、補助事業を活用 〈その他〉 ・経産牛1頭当たり乳量8,636kg以上 ・更新産次4産以上 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアンライグラス及び稲WCS	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員が社会保 険への加入 主たる従事者3 名 TMRセンターや コントラクターの 活用
	〈飼養頭数等〉 肉用牛(一貫) 繁殖牛=50頭 子牛 =40頭 肥育牛=52頭 飼料作物=23.7ha(延べ) (放牧地含む) 〈経営面積〉 15.8ha	〈主な資本装備〉 牛舎(繁殖) 550㎡ 牛舎(肥育) 330㎡ たい肥舎 250㎡ 農機具庫 150㎡ トラクター(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニュアルスプレッダー(2t) 1台 ロールベアラー 1台 モアコンディショナー 1台 ホイールローダー 1台 粗飼料カッター 1台 電気牧柵 1台 ※農機具等は、補助事業を活用 〈その他〉 ・分娩間隔13.3か月、初産月齢24.9か月 ・出荷時体重808kg以上、肉質等級5 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアンライグラスと稲WCS ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員が社会保 険への加入 主たる従事者2 名

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
6次産業 型	〈作付面積等〉 水稻+大豆+農産加工(豆腐) 水稻 = 25ha 大豆 = 10ha 豆腐 = 360丁/1日 〈経営面積〉 35ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(40ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤ 1台 ライムソワー 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソワー(2.4m) 1台 大豆コンバイン 1台 トラック(軽四) 1台 資材・農機具庫 200㎡ 農産加工(豆腐機械) 1式 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稻はヘリ防除	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名

(別添2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設 単一 型	〈作付面積等〉 いちご 本圃=2,500㎡ 苗床 =400㎡ 〈経営面積〉 0.3ha	〈主な資本装備〉 パイプハウス(付帯設備含む) 2,500㎡ 暖房機 1式 電照装置 1式 炭酸ガス発生装置 1式 動力噴霧機 1台 育苗ハウス 400㎡ 予冷库(1.5坪用) 2台 トラック(軽四) 1台 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・小型ポット育苗 ・育苗ほ、本圃での灌水は自動灌水	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	〈作付面積等〉 トマト(夏秋) 夏秋トマト=2,000㎡ 〈経営面積〉 0.3ha	〈主な資本装備〉 パイプハウス(暖房施設含む) 2,000㎡ トラクタ(15ps) 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 トラック(軽四) 1台 資材・農機具庫 50㎡ 他 ※農機具等は補助事業活用 〈その他〉 ・育苗は接ぎ木苗の自家育苗 ・選果場活用による農協共販	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地 単一 型	〈作付面積等〉 なし 幸 水=0.2ha ゴールド二十世紀=0.2ha 豊 水=0.2ha 新 高=0.2ha 〈経営面積〉 0.8ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧機 1式 ハンマーナイフモア 1式 トラック(軽四) 1台 花粉採取機 1台 果樹棚 1式 資材・農機具庫 50㎡ 他 〈その他〉 ・栽培は全て棚仕立て、無袋栽培 ・販売は農協共販 ・成木園の経営移譲を想定 ・山口県果樹農業振興計画に準ずる	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	〈作付面積等〉 かんきつ 極早生=0.3ha 早 生=0.3ha 中 生=0.2ha 普 通=0.3ha せとみ=0.2ha 〈経営面積〉 1.3ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧機 1式 ハンマーナイフモア 1式 トラック(軽四) 1台 〈その他〉 ・園内作業道の整備 ・販売は農協共販 ・成木園の経営移譲を想定 ・山口県果樹農業振興計画に準ずる	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
畜産 単一 型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(繁殖) 繁殖牛=19頭 子牛 =13頭 飼料作物=4.9ha(延べ) (放牧地含む) 〈経営面積〉 3ha	〈主な資本装備〉 牛舎 330㎡ たい肥舎 120㎡ 農機具庫 80㎡ トラクター(50ps) 1台 トラック(軽自動車) 1台 マニユアスプレッダー(2t) 1台 ロールベレーラ 1台 モアコンディショナー 1台 ベールラップ 1台 テッドレーキ 1台 粗飼料カッター 1台 電気牧柵 1台 ※農機具は補助事業活用 〈その他〉 ・分娩間隔13.3か月、初産月齢24.9か月 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアライグラスと稲WCS ・稲わらは全て粗飼料利用 ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記帳の実 施による経営と家計 の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入